

私道敷使用貸借契約書

観音寺市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は私道敷の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、その所有する私道敷のうち次の部分（以下「土地」という。）を、公共下水道敷設用地として、甲に無償で使用させるものとする。

所在地・地目	貸付面積	位置
	私道敷 平方メートル のうち 平方メートル	別添のとおり

第2条 土地使用貸借期間は、公共下水道敷としての用途を廃止するまでの期間とする。

第3条 乙が土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地について制限物件その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、乙は譲渡人その他あらたに権利を取得することとなる者に対し、この契約に基づき甲が有する土地貸借権を承認させ、又は承継させ、当該権利の行使に支障を生ぜしめてはならない。

第4条 乙は、土地の上に工作物を建築しない。

第5条 乙の都合により、公共下水道の敷設替又は敷設廃止を要する場合は、甲に願い出てその許可を受けるとともに、当該敷設替又は敷設廃止に要する経費は乙の負担とする。

第6条 乙がこの契約に違反し甲に損害を与えたときは、乙は甲に損害賠償をしなければならない。

第7条 乙は、土地に敷設された公共下水道が他地区の下水に連結されても、甲に異議を申し立てないものとする。

第8条 土地の公租公課は、乙の負担とする。

第9条 前各条に記載のない事項その他この契約に疑義のある事項は、甲・乙協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 観音寺市
観音寺市長 印

乙 印